

令和7年度第3回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和7年9月29日（月） 午後3時00分から 特別会議室

2 出席者（5名）

出席者 古川会長、脇田副会長、萩生田委員、佐々木委員、小泉委員
事務局 横倉総務契約課長、山田契約係長、佐藤主事

3 議題

（1）審議事項

①答申1回目（労務報酬下限額・熟練労働者の割合等）について

*事務局が資料1～資料7にて内容説明

○意見等

委員 資料5の調査結果を確認し、人手不足など大変厳しい状況の中ではあるがなんとかやっていけるという回答結果だと受け止めた。

経営者サイドからすると安い賃金で働いてくれる方が良いが、実際の労働者環境は、高い賃金でないと労働者が集まらないため、事務局案の金額が妥当なのではないか。

委員 前回の審議会で、個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額を仮の金額として1,315円を基準として設定したが、その後、近隣市である日野市が1,320円で設定する方向性を出した。事業者の従業員の確保の観点から、近隣市と5円の差が出ても良いのか。近隣市の動向を踏まえて再検討する必要があるのではないか。また、2030年には、東京都の最低賃金が、1,600円に達する見込みであることから、上り幅の勾配を考えると多摩市の労務報酬下限額の上り幅の勾配も合わせていった方が良いのではないか。

委員 多摩市として、令和8年度の積算の際、設定した労務報酬下限額を考慮した積算をしてもらえるという意思はあるという事で良いか。

事務局 公契約条例を制定している市として、多摩市公契約審議会で決定した労務報酬下限額等を令和8年度の予算に反映させていく。

委員 隣接している市の動向を確認して、事業者側に負担かけることなく、また、

東京都内で初めて公契約条例を制定した多摩市としては、多摩地域をリードしていくということも含めて、事務局にも努力してもらい、少なくとも日野市と同等には労務報酬下限額を上げるのが理想なのではないかと思う。

事務局 昨年度、日野市の個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額は、1,238円、多摩市は、1,239円で差は1円であった。今年度、多摩市は、8月21日の公契約審議会で仮の労務報酬下限額等の金額を決定しており、その後、日野市が労務報酬下限額等の金額を決定している。多摩市としては、8月21日の公契約審議会で協議した結果、資料4で示している考え方で、仮の労務報酬下限額等の金額を決定している。

会長 再度検討することが望ましいが、一方で、労務報酬下限額等を近日中に決めないと、令和8年度の予算編成ができなくなってしまう。

事務局 令和8年度の予算編成では、今回の公契約審議会で決定した金額を反映させる必要があるため、本会議で決定はしていきたい。また、資料5について、仮で決定した1,315円と仮定して担当課を通じて、令和7年度の公契約条例対象案件受託事業者へ聞き取りを実施しており、時間的に再度アンケートを実施することは難しい。

会長 委員全員が、日野市の金額に少しでも近づけたいという意思があることは確認ができた。委員全員が同意してもらえるようであれば、結論について、会長と事務局預かりにしてもらえないか。預からせてもらえれば、至急再検討し、難しければ1,315円のまま、可能であれば金額を引き上げる。

委員全員 同意する。

○審議結果

個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額について、至急再検討し、難しければ1,315円のまま、可能であれば金額を引き上げる。決定については、公契約審議会会長と事務局に一任された。なお、引き上げられない場合は、次年度以降の課題とすることとした。個別に労務下限額設定を行った労務報酬下限額も同様に一任された。

(2) その他

①60歳以上適用に向けたアンケート集計結果について

* 事務局が資料8にて内容説明

事務局 条例改正した日付以降に契約した案件から、改正後の内容を適用する予定だが、現在、契約を行っている案件についても対象となるなど、誤解した認識を持ってアンケートを回答した業者があった。誤った認識を持たれないような、説明が必要となる。

委員 アンケート結果を確認して、現状、60歳以上で働いている人が多いので、公契約条例の対象にするのは妥当だと思う。

事務局 65歳の定年が義務化となり、定年の引き上げされたことに対して、公契約条例が対応できていなかった。また、実際に60歳以上も公契約条例の対象にしてほしいという意見も別の会議体で出ている。

会長 引き続き、事業者へ向けたわかりやすい説明を行っていく必要がある。

②多摩市公契約条例改正スケジュールについて

事務局 口頭での報告になるが、前回の公契約審議会で示している、条例改正のスケジュールで、予定では令和7年12月議会で改正予定としていたが、条例改正を行う中で、労働条件に関わる部分についても公契約条例に盛り込むといった意見もあるため、スケジュールの後ろ倒しを行う。時期に関しては、再度検討している。

③令和7年度第2回公契約審議会での質問についての回答

事務局 前回の公契約審議会で委員から、石綿が入った解体工事で、2・3次下請けが多いのか質問があり、そのことについて、口頭で回答する。

令和6年度の第4回公契約審議会にて、令和5年度工事施工体系を資料として示している。資料の内容は、公契約条例対象の工事1件につき下請け業者がどの程度入っているかを示している。その資料を示した際に、石綿を除去する解体工事の下請けについて、2次下請け、3次下請けの数が他の工事に比べて多く、その理由を聞きたいという質問であった。解体工事で外壁を解体する際に、外壁の塗料に石綿が含有されている。含有されている石綿を除去する作業は、外壁に除去剤を散布し、それを吸引機付の機械で少しづつ剥がしていく作業になるため、大勢の人数が必要となり、

6か月程度かかる。そのため、解体工事業者が元請で2次下請けに石綿処理業者を入れており、作業者の人数が2次下請け業者では足りないことから、3次下請けも入れ、作業する人数を確保している。そのことから、下請け業者の数が増えている。

委 員 石綿の専門性、人工が必要という理由であれば、2次・3次まで入っていてもしようがないと感じる。

4 閉会